

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年4月26日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（規制区域指定）業務委託」
- 2) 業務内容： 令和3年7月3日、静岡県熱海市において大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生した。その後、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、①スキマの無い規制、②盛土等の安全の確保、③責任の所在の明確化、④実効性ある罰則の措置を目的として、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が令和4年5月27日に公布された。
本業務は、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、前述した盛土規制法に基づき、県内全市町村（鹿児島市除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定のための基礎調査を実施することを目的とする。
なお、調査にあたっては「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針」及び「基礎調査実施要領」に基づき行うものとする。
- 3) 履行期限：令和6年3月22日（金）
- 4) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 5) 本業務は、参加表明書等の提出は持参、郵送又は電子メールで行う。（着信確認を行うこと）

2. 参加資格

技術提案書の提出は、1) に掲げる資格を満たす単体企業であること。

- 1) 単体企業
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

の規定に該当しない者であること。

- ② 令和5年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者(入札参加資格の効力を停止されている者を除く。)であること。
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査

類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査(数値標高モデル(DEM)やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務)

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部 建築課 盛土等規制対策班

電話 099-286-3695(直通)

E-mail morido@pref.kagoshima.lg.jp

- 2) 要請書（説明書）の交付期間，場所及び方法
鹿児島県ホームページよりダウンロードする。
交付期間は令和5年4月26日（水）8時30分から令和5年5月12日（金）17時までとする。

- 3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ①提出期間：令和5年5月12日（金）17時まで
 - ②提出場所：上記5. 1) に同じ
 - ③提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
なお，電子メールの容量は5MB以内とすること。

- 4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - ①提出期間：令和5年6月1日（木）17時まで
 - ②提出場所：上記5. 1) に同じ
 - ③提出方法：持参，郵送は電子メール（着信確認をすること）による。
なお，電子メールの容量は5MB以内とすること。

6. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金：契約金額の1／10以上の額
- 3) 契約書作成の要否：要
- 4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1) に同じ。
- 5) 詳細は「「鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（規制区域指定）業務委託」技術提案書 提出要請書」による。